

# 福井医療大学学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福井医療大学学則(以下「学則」という。)第48条の規定及び福井医療大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第46条の規定に基づき、学生の懲戒に関する手続その他必要な事項を定める。

(懲戒の対象となる行為)

第2条 懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。

- (1) 刑事事件となる行為
- (2) 本学が定める規則及び規程等に違反する行為
- (3) 試験等における不正行為
- (4) その他大学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為

(懲戒の種類及び内容)

第3条 学長が行う懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 戒告 文書により厳重な注意を与え、期限を定めて反省文の提出を義務付けること
  - (2) 停学 自分が行った行為について考え、更生のための時間を与えるため、期間を定めずに(以下「無期停学」という。)又は期間を定めて(以下「有期停学」という。)、登学を禁ずること
  - (3) 退学 学生としての身分を剥奪すること
- 2 無期停学の期間は1週間以上とし、有期停学の期間は6ヶ月未満とする。
- 3 学部長、学科長及び研究科長が行う懲戒は訓告とし、口頭により注意を与え、将来を戒める。

(懲戒の量定)

第4条 懲戒処分の量定は、別に定める懲戒処分の標準例(以下「標準例」という。)に準拠する。

- 2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、標準例に定める処分を加重軽減することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、標準例に掲げられていない懲戒対象行為については、標準例に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことができる。

(事情聴取)

第5条 懲戒の対象とすべき行為があったと認められるときは、当該行為を行った学生(以下「当該学生」という。)が所属する学科長及び研究科長は、その行為について事情聴取を行う。

- 2 学科長及び研究科長は、前項の事情聴取を行う場合、当該学生にその旨を通知し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が正当な理由なく事情聴取に応じない場合は、弁明の機会を放棄したものとみなす。
- 3 第2項の規定にかかわらず、連絡先不明、その他やむを得ない事由により、当該学生に通知及び弁明の機会を与えることができないときは、これを行わない。

(懲戒の手續)

- 第6条 学科長及び研究科長は、前条の事情聴取の結果、学生を懲戒する必要があると認めるときは、学長に報告し、学長は速やかに学生懲戒会議を設置する。
- 2 学科長及び研究科長は、懲戒の対象とする行為の事実が明白であると認めるときは、懲戒処分決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。この場合、自宅謹慎中の期間は、停学期間に算入することができる。
  - 3 当該学生から、懲戒処分決定前に自主退学又は休学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。
  - 4 停学中の学生から停学期間を含む休学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

(学生懲戒会議)

- 第7条 会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 副学長
  - (2) 学部長及び研究科長
  - (3) 各学科長
  - (4) 事務責任者
  - (5) 安全管理対策会議委員 1名
  - (6) 副学長が指名した教職員
- 2 会議は副学長がこれを招集し、その議長となる。
  - 3 会議は当該行為の事実調査を行い、その調査結果と懲戒処分案を学長に報告する。
  - 4 会議の事務は安全管理担当者が行う。
  - 5 会議は当該事案の完結をもって解散する。
  - 6 委員は事案の調査等に当たって、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(懲戒処分の決定)

- 第8条 当該学生の懲戒に関する処分は、学生懲戒会議の調査結果をもとに、学部にあっては教授会、運営会議の議を経て、研究科にあっては研究科会議、運営会議の議を経て、学長が決定する。
- 2 学長は、決定内容を本人に告知書をもって通知し、学内に告知する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、会議の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

附 則

附則1 この規程は、平成29年10月1日より施行する。

附則2 この規程は、令和3年4月1日より施行する。